

福岡県知事 小川 洋 様

「玄海原発3・4号機の再稼働同意の佐賀県知事の判断を尊重する」
コメントを撤回するとともに、拙速な再稼働の中止を国、および九州電力に求めることについての要望

2017年4月27日

日本共産党福岡県議会議員団

団長 高瀬 菜穂子

小川知事は、25日、玄海原子力発電所3・4号機について、立地自治体である佐賀県知事の「再稼働同意」の判断を示されたことを受けて、コメントを出されました。

知事は、「低廉で環境にやさしい電力を安定的に供給していくことが不可欠」とのことから、「安全性の確保を大前提に、当面、原子力発電に向き合っていかなければならない」と、本県の立場を表明されています。そのうえで、①玄海原発3・4号機について、「世界で最も厳しい新規規制基準」に適合すると認められたこと、②玄海原発の安全性の確保に国が九電を指導・監督、事故の場合には国が責任を持って対処すること、③原子力災害対策の継続的な改善強化について、国が関係自治体と一致協力して取り組んでいくこと、④原子力について、国が引き続き国民の声に耳を傾けながら、幅広い理解が得られるよう、丁寧に粘り強く取り組んでいくこと、の4点について政府と確認できたことをもって、佐賀県知事の判断を「尊重する」となっています。

しかし、国際原子力機関 IAEA 2015年福島第一原発事故を検証し、原発安全基準を強化して以来、原発を保有する諸外国では、電力会社は建設コストが高額となり、原発から撤退廃炉にするところが増加しています。また、ひとたび事故が起きれば福島の例を引くまでもなく甚大な被害が広がり、使用済み核燃料の処理方法も未確立です。決して「低廉で環境にやさしい」と言えるものではありません。

「世界でも最も厳しい」とされる新規制基準は、世界ですでに導入されているコアキャッチャーや二重の格納容器などが審査の要件になっていないなど、「非常に甘い基準」との指摘もあります。昨年1月、IAEAが原子力規制委員会に対し、総合評価を行っていますが、安全基準を満たしていないとされた「勧告」「提言」が26項目もありました。さらに、IAEAが求めている避難計画に至っては、審査の対象からはずし、原発周辺自治体まかせにしています。原子力規制委員会の田中俊一委員長は、「委員会は原発が新規制基準に適合しているかどうかを判断しているのであって、原発の安全性を担保しているものではない」と、くり返し言っています。国や九電は、「新規制基準合格」にすぎないものを「安全性」にすり替えていると言わざるをえません。さらに、玄海原発では免振棟もつくりず、使用済み核燃料の貯蔵施設も数年で満杯になると言われています。

玄海原発で過酷事故が発生した場合、広域避難計画では糸島市民は東隣に位置する福岡都市圏に避難することになっていますが、福島の経験から、福岡市からも避難しなければならない確率が極めて高いと言えます。しかし、福岡市からの非難はまったく想定されておらず、糸島からの避難計画についても、その実効性については疑問符が付くものです。

なにより、どの全国世論調査でも、原発の再稼働について「反対」が過半数を超え、多くの国民が反対しています。安全性について十分な保証もなく、大多数の国民の納得が得られないまま、玄海原発を拙速に再稼働させることは、許されるものではないと考えます。

よって、小川知事におかれましては、先のコメントを撤回し、玄海原発3・4号機の拙速な再稼働を中止するよう、国および九電に対して求めるよう要望いたします。

以上